

大竹市・廿日市市中学校体育連盟規約

第一章 名称及び事務局

第1条 本連盟は、大竹市・廿日市市中学校体育連盟と称する。

(略称 大竹廿日市中体連)

第2条 本連盟は、事務局を理事長在勤校に置く。

第2章 目的

第3条 本連盟は、大竹市・廿日市市中学校の保健体育の健全な普及発展を図り、各学校相互の連絡調整をすることを目的とする。

第3章 事業

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 保健体育に関する審議並びに調査研究
2. 諸体育大会の開催
3. 体育関係諸機関との連絡及び調整
4. その他本連盟の目的達成に必要な事項

第4章 組織

第5条 本連盟は、大竹市・廿日市市各中学校をもって組織する。

第5章 機関

第6条 本連盟は、次の機関を置く。

1. 理事会
2. 常任理事会
3. 競技専門委員長会
4. 競技専門委員会

第7条 本連盟は、必要に応じて特別委員会、研究部会を置くことができる。

第6章 役員

第8条 本連盟に、次の役員を置く。

会 長	1名	副会長	1名	部会長	若干名
副部会長	若干名	理事長	1名	副理事長	若干名
常任理事	若干名	理 事	若干名	競技専門委員長	1名
監 査	2名	会 計	1名		

第9条 会長・副会長は、校長会で推挙し、理事会で承認する。

会長は、本連盟を代表し、会務を統轄する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

第10条 部会長は校長会で、副部会長は教頭会で推挙し、理事会で承認する。

部会長は、競技専門委員会の会務を統轄する。

副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはこれを代行する。

- 第11条 理事長・副理事長は理事会で互選し、それぞれの会務の処理にあたる。
- 第12条 常任理事は理事会で互選し、会務の処理にあたる。
- 第13条 理事は各中学校より1名を選出し、会務の処理にあたる。
- 第14条 競技専門委員長は競技専門委員会で互選し、必要に応じて理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 第15条 監査は理事会で選出し、会計を監査する。
- 第16条 会計は理事会で選出し、会計を行う。
- 第17条 本連盟に顧問・参与を置くことができる。顧問・参与は理事会で推薦し、会長が委託する。
- 第18条 役員の任期は1か年とする。但し、再任を妨げない。補欠によって就任したものは、前任者の残留期間とする。

第7章 会 議

- 第19条 会議はすべて会長が招集する。
会議は、過半数の出席をもって成立する。
- 第20条 理事会は次のことを審議・議決する。
1. 本連盟の諸事業に関する事
 2. 収支予算並びに決算に関する事
 3. その他必要事項
- 第21条 常任理事会は、必要に応じて開催する。
- 第22条 競技専門委員長は、行事予算の立案計画に参画する。
- 第23条 競技専門委員会は、各学校の顧問によって構成し、競技専門委員会の運営にあたる。
- 第24条 特別委員会、研究委員会は、必要に応じて理事会に図り構成する。
- 第25条 会議は、出席者の過半数の賛成により議決するものとする。

第8章 会 計

- 第26条 各加盟校は、負担金を納入するものとする。
負担金は、生徒1人あたり500円とする。
(生徒数は、その年の5月1日現在による。)
- 第27条 本連盟の経費は次にかかげるもので支弁するものとする。
1. 負担金
 2. 寄付金、その他の収入
- 第28条 本連盟の会計年度は、4月1日より翌年3月31日に終わる。

第9章 附 則

- 第29条 本規約は、理事会の議決を得なければ改変することができない。
- 第30条 これに規定する以外の事項に関しては、別に定める細則による。
- 第31条 本連盟の加盟校は、中体連または市町村及び教育委員会が共催（又は後援）する大会でなければ出場することができない。但し、特別の事情のあるときは、理事会で承認を得るものとする。

第32条 本規約は、昭和32年4月1日に制定、即日実施。

昭和60年4月 1日 一部改正

昭和61年5月14日 一部改正

昭和62年5月 1日 一部改正

昭和63年5月 2日 一部改正

平成 元年5月 2日 一部改正

平成 2年5月 1日 一部改正

平成 3年5月 1日 一部改正

平成 9年4月24日 一部改正

平成11年5月 1日 一部改正

平成14年6月14日 一部改正

平成17年11月3日 一部改正

一部改正